



性の多様性を認め合う社会の実現に向けて

- 性的指向等の実態を踏まえた施策を講じることで、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らすことができる滋賀の実現を目指す。

【提案・要望先】 内閣官房、法務省

1. 提案・要望内容

(1) 性の多様性に関する全国調査の実施

- 「当事者等への差別の事例」や「当事者が直面している困難」「国民の意識」等の実態を把握するための全国的な調査を実施すること

(2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- 性的指向等に関する正しい理解の促進等について、国において、実効性のある施策を講じるとともに、地方に対する財政支援の拡充を図ること

2. 提案・要望の理由

(1) 性の多様性に関する全国調査の実施

- 性のあり方にかかる人権侵害が発生するなど、多様な性についての理解不足が課題。
- 適切かつ的確に施策を講じるため、当事者等への差別の実態等を早急に把握することが必要。
- この問題は、地域性があるものではなく全国的な課題であるため、国において調査を実施し、地方自治体とも情報共有することが必要。

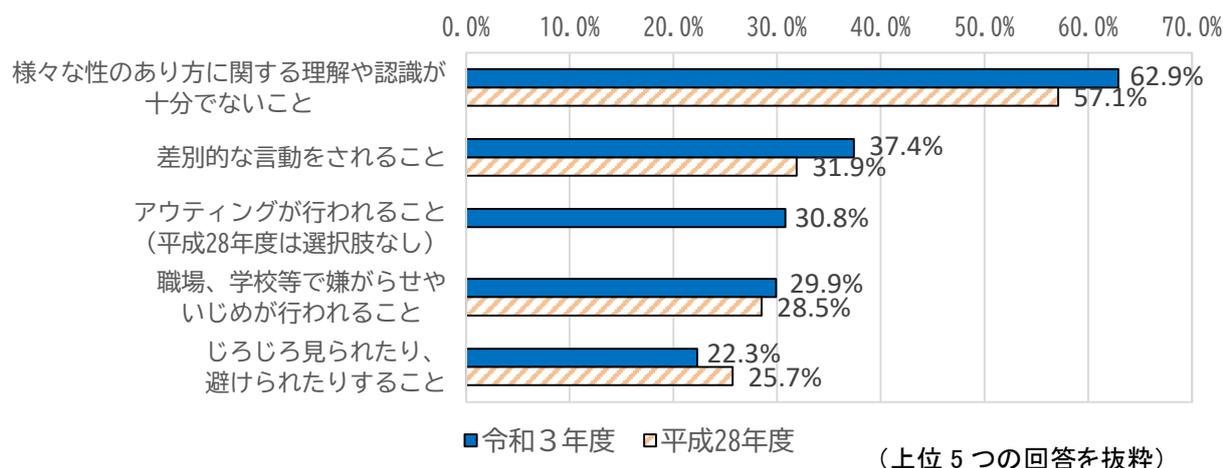
(2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- 性的指向等に関する正しい理解の促進および当事者等が安心して暮らせる環境づくりの推進を図るため、国、地方をあげて情報発信や人権啓発を行う等の施策を講じることが必要。
- 地方においては、法務省「人権啓発活動地方委託事業」等により、更なる財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 性の多様性に関する全国調査の実施

- 「人権に関する県民意識調査」(令和3年度実施)でのLGBT等に関して特に何が問題であるか、の問いに対して「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を明らかにする行為(アウティング)が行われること」などの回答が多くある状況。



(2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- 滋賀県人権施策推進計画において、性的指向等を重要課題の一つに位置づけ、教育・啓発、相談・支援体制の充実に取り組んでいる。
 - ・ 県広報誌やテレビ、ラジオ広告、インターネット広告を通じて、LGBT等への理解の促進を図るための人権啓発を実施している。
 - ・ 男女共同参画センターでは、若い世代のリーダーを育成する事業「ジェンダー平等ミーティング」を実施。集まった若者たちが、ミーティングを通して考え、自ら「ALLY」バッジを作製するなど、多様な性への理解を深め、広げる活動を実施。
 - ・ 県内の相談機関で組織し、相談員の資質向上と連携を目的としている「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」にてLGBT等への理解と対応についての研修を実施。
- 県庁内においては、多様な性への理解・認識を深めるための職員研修を全職員に実施するとともに、県が県民に記入をお願いする申請書等において、業務上、不要な性別欄を削除するなど、申請書等の見直しを行った。
- 県議会では、「性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書」の提出が令和5年2月議会において可決された。
- 「多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明」が令和5年2月20日に23県知事により発出された。